基本的な重点施策と基本的な考え方

第1 基幹産業である農林業、商工観光の振興に努めます

昨年の農業を振り返りますと、7月からの記録的な高温・干ばつに9月の降雹が加わり、作物の生育が大変心配されましたが、生産者の皆さまの取り組みにより主要作物である畑作3品を含めて収量・品質ともに平年を上回る結果となったところです。

畜産につきましては、高温干ばつの影響により牧草の収穫量が大幅に減少し、配合飼料では輸入原料が高騰したほか、新型コロナウイルス感染拡大による乳製品の消費低迷に伴い脱脂粉乳など大量の在庫超過が発生し、これまでの生乳増産体制の見直しを迫られる年となりました。

このような中、本町農業のこれまでの発展は、農業者の皆さまのご努力はもとより、関係機関、団体の皆さまのご指導・ご支援によるものであり、関係者の皆さまに対して深く感謝申し上げます。

農業の振興

農業は本町の基幹産業であるとともに、地域経済・社会の発展に重要な役割を果たしており、恵まれた大地と気象条件、さらには農業経営者の皆さまの不断のご努力により、生産性が非常に高く、道内でも有数な農業地帯でありますが、我が国の農業政策では、昨年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定され、脱炭素化と環境負荷軽減、生産、加工、流通、消費の持続的な体制基盤の確立に向けた取り組みが打ち出され、今後の農業施策の大きな転換期を迎えています。

このような今、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を掲げる「食料・農業・農村基本計画」に基づく対策関連施策を積極的に活用し、本町の基幹産業である農業の持続的な発展のため、安全・安心な食料生産基地として土づくりを基本に自然や環境に配慮した循環型農業を維持し、災害等に強い農業基盤の整備を推進します。

また、将来の農家戸数の減少に備え、新規就農者の支援対策の展開とアグリハートセンターを中心に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトである農業の担い手対策にしっかりと取り組み、強い農業づくりのため各関係機関との連携を強化し、適切な支援を行っていきます。加えて、近年増加傾向にあるエゾシカやヒグマによる農作物被害を減少させるため、鳥獣被害防止対策を推進します。

畜産の振興

畜産については、良質飼料の安定供給により生乳生産量の維持を図るため、農業経営システムの主軸である公共牧場、コントラクター、TMRセンター等と連携した、ゆとりと持続性のある酪農経営と耕畜連携を推進します。

林業の振興

林業振興については、我が国の国土や国民の命を守ることにつながることからも、森林環境譲与税を活用した適切な森林整備の促進が求められており、森林が有する地球温暖化防止機能や水資源のかん養、土砂災害の防止や自然環境の保全など多面的機能を活かすため、適正な整備によって次の世代へつないでいく必要があります。このことから、民有林に対しては植栽や下刈り、除間伐などの造林及び育林事業への取り組みを推進し、町民の貴重な財産である町有林につきましては、整備計画に基づく除間伐や植栽など、適切な管理を実施します。

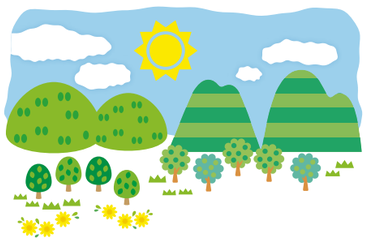

商工業の振興

消費購買力の町外流出、長期的・構造的問題である人口減少や少子高齢化がもたらす影響などに加え、長期化する新型コロナウイルス感染症対策により低迷が続く厳しい経営環境の中にあって町内商店主や中小企業者の皆さまは懸命に努力されており、また、安定した経営を維持するためには、地域経済を主導する商工会の役割が大変重要です。中心市街地を活性化させるため、人が集い、にぎわいのある環境づくりをめざし、商業起業化支援・活性化事業を継続し、空き店舗等を活用した新たな起業を促進するほか、商工会及び一般財団法人ふれ愛こしみずと連携を図り、消費者の購買意欲の向上と町内での消費機会の拡大に努めます。

観光の振興

道の駅はなやか小清水周辺地域を「観光ゾーン」として位置づけ、「小清水ツーリストセンター」をまちの魅力発信拠点とし、自然に恵まれた農村景観をはじめ、濤沸湖やもこと山など本町が有する地域資源を最大限活かしたアウトドア・アクティビティの提供など、一般社団法人小清水町観光協会との連携により、まちの新たな魅力を発信し、体感していただけるよう取り組みます。

また、「福太郎（株）小清水北陽工場」、「モンベルオホーツク小清水店」など、新たな雇用の創出や活力とにぎわいをもたらしてくれるこの流れを市街地区域に引き込むよう関係団体の皆さまと力を合わせ、農業・商工業・観光業の連携によるさらなる地域経済の活性化に向けた取り組みを推進します。

さらに、ふるさと納税寄附金の取り組みを通じて全国の皆さまに小清水町を知っていただき、訪れていただけるよう、引き続きインターネット等を活用したPR活動を展開しながら、積極的に小清水町の魅力を情報発信していきます。

第2 福祉でまちづくりの推進に努めます

少子高齢化社会にあっては、すべての住民が共に支え合いながら、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが重要であり、そこには、医療や福祉のみならず、地域、企業、行政が連携した各種施策の再構築が求められています。

福祉でまちづくりの推進に向けては、これまで以上に医療・福祉・保健サービス体制の充実と連携を図りながら、令和3年度から5年間における地域福祉施策の大綱を示す「第1次地域福祉計画」に基づき支え合いの創出など新たな課題に対応し、高齢者福祉につきましては、令和3年度から3年間の「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、障がい者福祉につきましても、同じく3年間の「第6期障がい者計画・障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」等を基本に据え、可能な限り住み慣れた地域で誰もが日常生活を営むことができる共生社会の実現に向け、関係機関や地域との連携を密にし、地域医療の確保、子育て・高齢者・障がい者支援施策の充実を図ります。

地域医療体制の整備

本町唯一の医療機関である小清水赤十字病院に対しては、すべての住民が適切な医療サービスを受けられるよう医療体制の整備・充実と強化を図るための支援を行い、地域の医療を守ります。また、斜網地域あるいは北網地域との広域連携により周産期医療体制の維持、救急医療体制の確保、そして道東ドクターヘリ事業による迅速な救急搬送体制に万全を期すとともに、感染症対策にも適切に対応し、町民皆さまの生命と暮らしを守る施策を推進します。